

外形標準課税

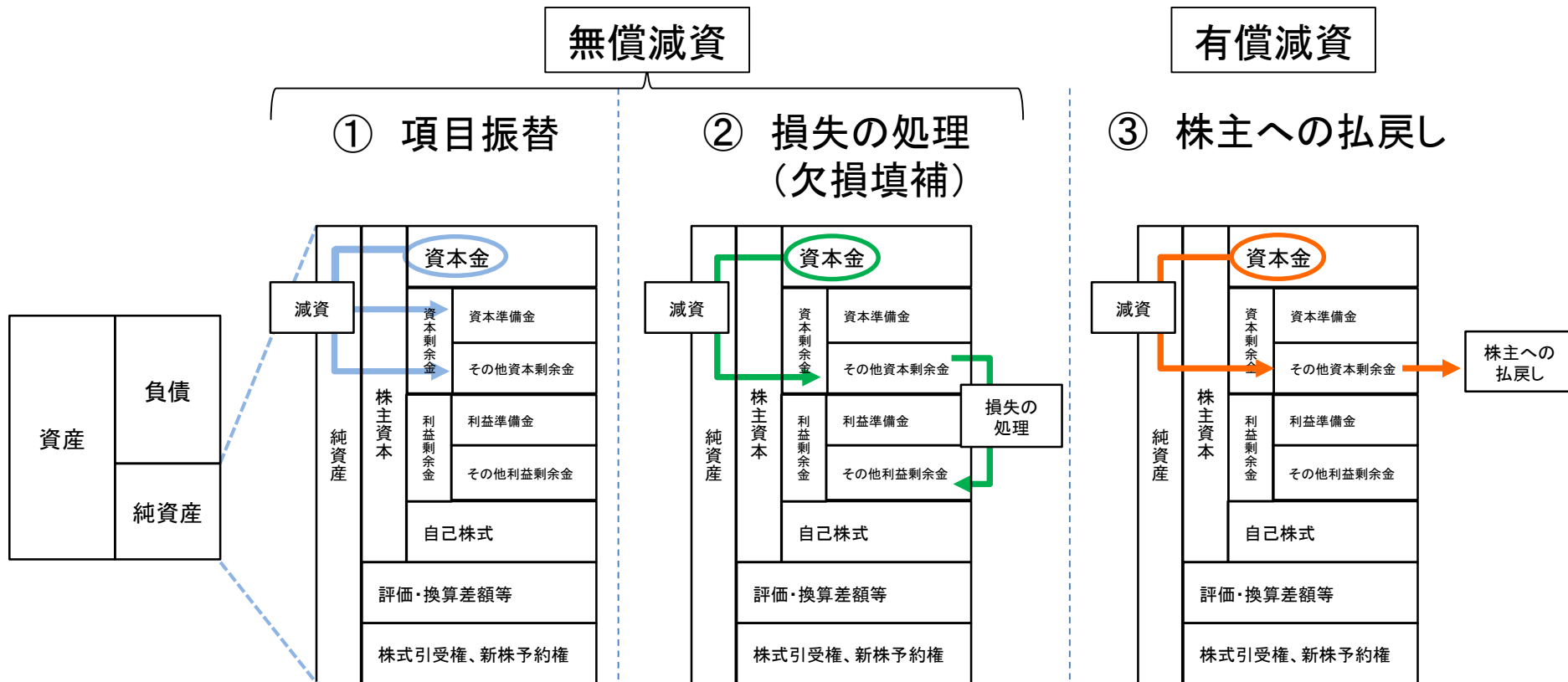
(減資に対応するための追加的な基準)

減資の主なパターン

○ 減資の主なパターンは以下のとおり。

- ①項目振替 (資本金から資本剰余金への振替え)
- ②損失の処理 (その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替え)
- ③株主への払戻し (項目振替+資本剰余金の配当)

【株式会社の貸借対照表における減資とその後】



3つのポイントに係る「資本金＋資本剰余金」と「資本金等の額」の比較

| | 資本金＋資本剰余金 | 資本金等の額 |
|---|--|--|
| <p>〔ポイント①〕 対応として妥当であること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 項目振替型減資への対応については、「資本金と資本剰余金の合計額」又は「資本金等の額」のいずれを採用しても、直接的な対応として効果的。また、他の指標と比べれば、必要以上に多くの法人に影響を及ぼすことがないものと考えられるか。 | |
| <p>〔ポイント②〕 法人の事業規模を測る上で適正な指標であること</p> | <p>①自己株式の取得等</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己株式の取得・処分により基本的に変動しない。 <p>②算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 会社法において、株式会社・持分会社の会計は「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に従うものとされているほか、会社計算規則に比較的詳細に規定されている。 原則と異なる算定方法が認容される事例があるが、企業集団内における一定の資産等の移転等に限り、その経済的実態から認容されるものであり、事業規模を適正に測る観点にも沿うものではないか。 | <p>①自己株式の取得等</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己株式の取得・処分により増減する。 ただし、自己株式の取得・処分は、会社財産の流出を伴うことから、項目振替型減資ほど容易ではないと考えられるか。 一方で、趨勢として自己株式の取得・保有は増加傾向にあることから留意が必要か。 <p>②算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人税法施行令等において、加減算項目及びその算出方法が規定されている。 |
| <p>〔ポイント③〕 課税実務上、確認が容易で過度な負担とならないこと</p> | <ul style="list-style-type: none"> 貸借対照表で確認可能。 | <ul style="list-style-type: none"> 課税庁からは、計算が複雑との指摘があるとともに、税務申告の準備段階で課税方式が判明することも想定される。 仮に誤りがあって課税方式が変更となる場合（特に非外形対象法人から外形対象法人となる場合）の税額計算の負担が大きい。 |

外形標準課税

(持株会社化・分社化に対応するための追加的な基準)

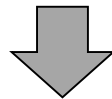
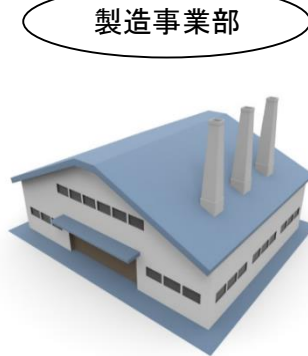
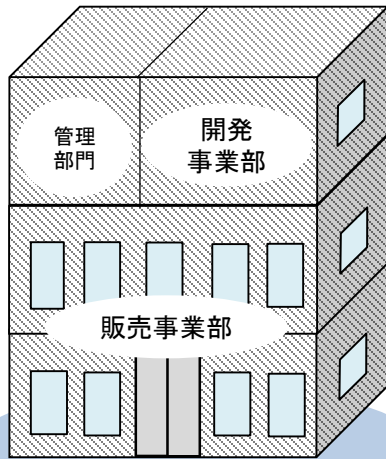
持株会社化と外形標準課税の対象範囲の関係

- 持株会社化・分社化によって、資本金1億円以下の子会社を設立した場合、組織再編の前後で企業グループ全体の姿はほとんど変わっていないにもかかわらず、外形標準課税の対象範囲が縮小。

(イメージ)

X社(事業部型)

資本金 : **1,000億円**
従業者数 : 10,000人



X社全体が外形標準課税の対象
(従業者10,000人)

Y社(持株会社型)

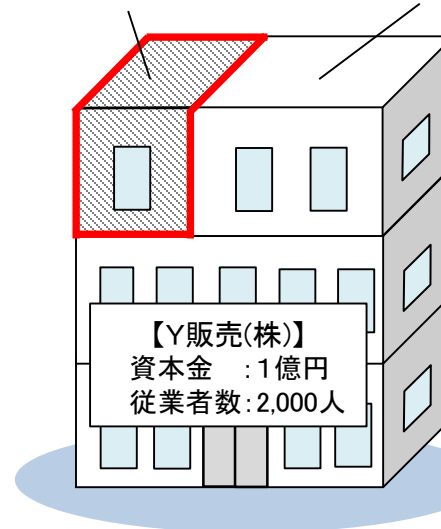
[Y(株)、Y販売(株)、Y製造(株)は、Yホールディングス(株)の100%子会社]

【Yホールディングス(株)】

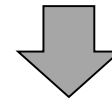
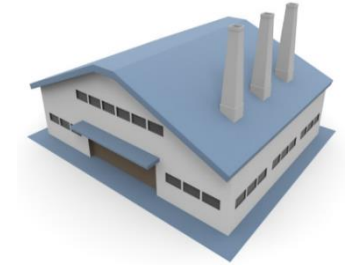
資本金 : **1,000億円**
従業者数 : 200人

【Y(株)】

資本金 : 1億円
従業者数 : 800人



【Y製造(株)】
資本金 : 1億円
従業者数 : 7,000人



(注) 法人事業税は、親会社、子会社ともに、個社単位での単体課税となっている。

Yホールディングス社のみが
外形標準課税の対象
(従業者200人)

組織再編に対応するための追加的な基準について

- 組織再編への対応については、昨年度の中間整理において、「親会社の信用力等を背景に企業グループで一体的に事業活動を行っている点に着目して、こうした場合における個々の子会社に係る対応を中心に検討すべき」とされている。
- 企業グループで一体的に事業活動を行っている点に着目した制度として、法人税においては、
 - ① グループ法人税制(100%グループ内の法人間の資産の譲渡取引の課税の繰り延べ等)、
 - ② 中小法人向け特例措置の不適用(法人税法)、
 - ③ 中小企業者向け特例措置の不適用(租税特別措置法)が講じられているところであるが、それぞれの制度趣旨に応じて対象範囲が定められていると考えられる。

① グループ法人税制

- ・ グループ法人税制(100%グループ内部で行われる一定の取引について、課税関係を生じさせない制度)においては、100%グループ内法人に対して一律適用することとされている。

② 中小法人向け特例措置の不適用(法人税法)

- ・ 法人税法では、中小法人を区分するため「資本金1億円」を原則的な基準としている。
- ・ 中小法人については法人税の軽減税率等の措置が講じられているが、その中小法人から、資本金が5億円以上である法人との間にその法人による完全支配関係がある法人等を除くこととしている。

③ 中小企業者向け特例措置の不適用(租税特別措置法)

- ・ 租税特別措置法(中小企業技術基盤強化税制等)では、中小企業者を区分するため「資本金1億円」(資本金を有しない場合は従業員数)を原則的な基準としている。
- ・ 中小企業者の範囲から、同一の大規模法人(資本金1億円超の法人等)に発行済株式等の2分の1以上を所有されている法人等を除くこととしている。

※ 中小企業者であっても、平均所得金額(前3事業年度の所得金額の平均)が年15億円超の法人については、特例措置の適用を停止する措置を講じている。